



遊漁者の皆様へ
 鮎は竿釣りのみとし、すげ漁法（通称、チョンガケ、ソロガケ、コロガシまたは戦車ビキ等をいう。）、ルアー釣りは禁止です。

入川には必ず許可証を！

おとり店
 阿曾 ☎ 0790-77-0319
 美崎 ☎ 0790-77-0816

遊漁中の車上狙いにご注意

おとり店
 若鮎荘 ☎ 0790-78-0048

(網漁法を禁ず)
特別保護区
 千種川漁業協同組合
 特別保護区にて看板のある区間は年中網が入らない

特別保護区
 ①上郡地区 上郡大橋下流約300mにある橋（右、左岸）を結ぶ線から上流隈見橋までは特別保護区とし、年中（1月1日～12月31日）すべての網漁法（含む鮎釣り、つかみ取り）を禁ずる。
 ②三河地区 城戸橋にある橋（右、左岸）を結ぶ線から船越大橋上流の井堰までは特別保護区とし、年中（1月1日～12月31日）すべての網漁法（含む鮎釣り、つかみ取り）を禁ずる。

おとり店
 藤井釣具 ☎ 0791-52-2460

鮎保護区（4月1日～9月30日まではつかみ取り漁を除くすべての網漁を禁ずる。）
 (1)中山高丘線の上流の瀬原の橋より下流の瀬原の橋まで・・・約800m(有年)
 (2)高田川出合の橋より下流の田舎2号橋有年橋の橋まで・・・約1600m(有年・奥田)
 (3)大持井堰上側から下流隈見橋上側まで・・・約1600m(上郡)
 (4)赤松橋から下流の金屋橋まで・・・約1500m(赤松)
 (5)小赤松橋から下流の又ノ川出合いまで・・・約1000m(久松)
 (6)志文川出合いから下流の船田井堰跡の橋まで・・・約1300m(中安)
 (7)光田橋上流の下久井堰より下流の太田井堰の橋まで・・・約1100m(徳久)
 (8)小松原井堰から下流の三河向橋上流の橋まで・・・約1500m(三河)
 (9)ヒノピアから上流の西下野大橋まで・・・約1700m(三河)
 (10)杉谷橋から下流の宮本生コン橋の井堰まで・・・約900m(千種)
 (11)門田橋から下流の七野大橋まで・・・約500m(千種)
 (12)水谷橋から下流の金倉井堰の橋まで・・・約1300m(佐用)
 (13)乃坂橋から下流の末谷橋まで・・・約500m(三日月)

ゴミを川に捨てないようにしよう
みんなで守ろう日本の名川千種川